

小城市都市計画ごみ焼却場の 変更（廃止）について

第19回小城市都市計画審議会
令和7年8月19日（火）15:00～

1 諮問事項の概要	P4
2 都市計画施設とは（制度解説）	P7
3 施設の沿革	P12
4 なぜ廃止するのか？	P14
5 今後のごみ処理体制	P16
6 廃止までのプロセス	P18
7 本日の議案とお願い（諮問の趣旨）	P20

1 諮問事項の概要

P4

2 都市計画施設とは（制度解説） P7

3 施設の沿革 P12

4 なぜ廃止するのか？ P14

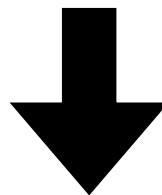
5 今後のごみ処理体制 P16

6 廃止までのプロセス P18

7 本日の議案とお願い（諮問の趣旨） P20

諮問事項の概要①

名称		位置	面積	備考
番号	ごみ焼却場名			
1	天山地区共同 塵芥処理場	小城市牛津町 柿樋瀬字江九角	約0.7ha	処理能力50t/日

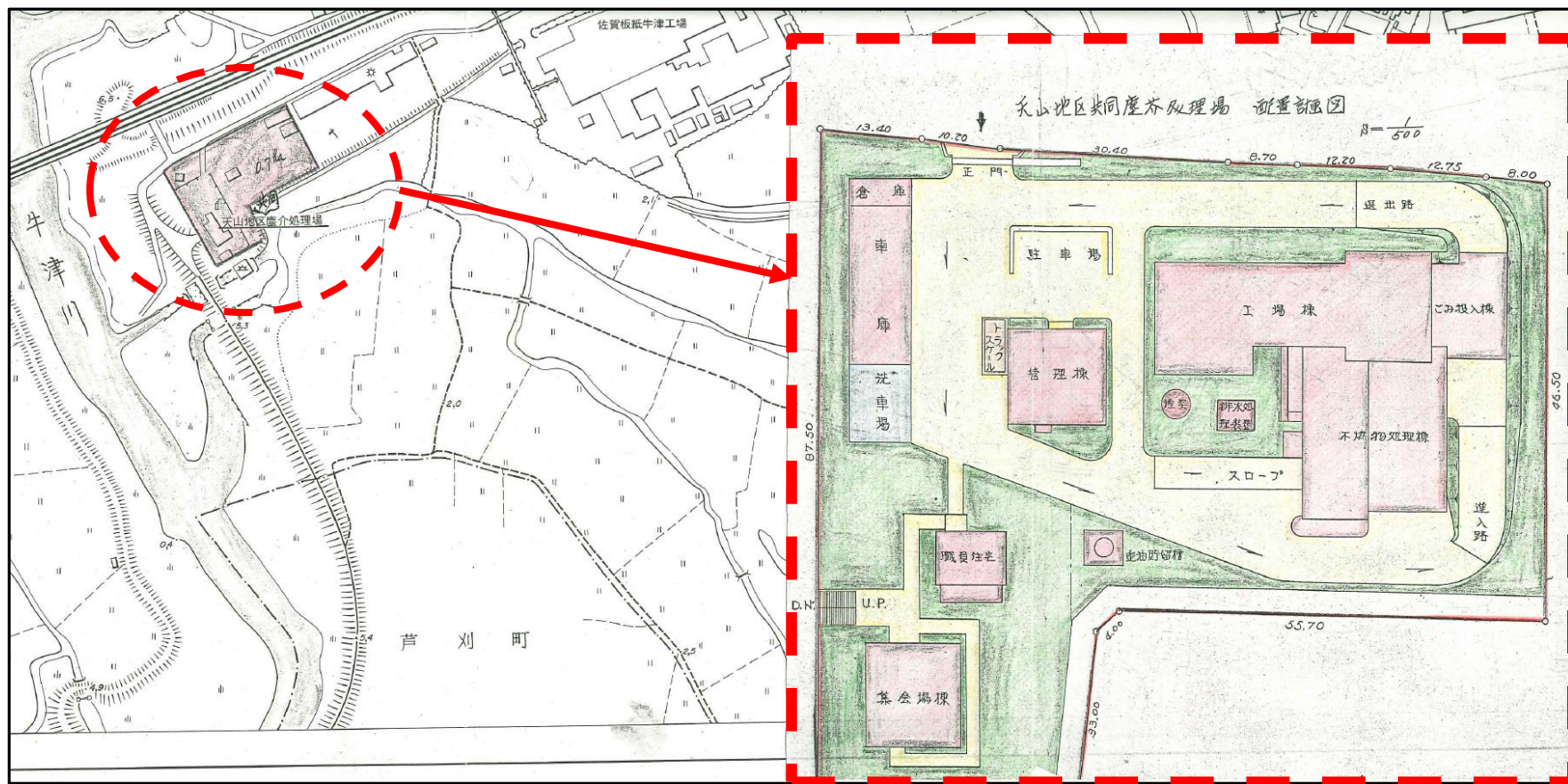


廃止

小城市の都市計画施設として位置付けられている「天山地区共同塵芥処理場」について、既に施設は撤去され、現地におけるごみ焼却機能が喪失していることから、当該施設を都市計画から廃止する必要が生じております。

このような状況を踏まえ、本件について都市計画法第19条第1項の規定に基づき、都市計画施設「天山地区共同塵芥処理場」の都市計画からの廃止について、都市計画審議会に諮問するものです。

諮問事項の概要②



都市計画決定時(昭和54年11月1日)の計画図

1 諮問事項の概要	P4
2 都市計画施設とは（制度解説）	P7
3 施設の沿革	P12
4 なぜ廃止するのか？	P14
5 今後のごみ処理体制	P16
6 廃止までのプロセス	P18
7 本日の議案とお願い（諮問の趣旨）	P20

都市計画施設とは（制度解説）①

都市計画施設とは？

都市計画施設とは、道路や公園、下水道、学校など、私たちの暮らしを支える施設を、将来に向けて計画的に整備していくために、あらかじめ都市計画の中で定められたものです。まちを安全で便利にするためには、「どこに」「どんな施設を」「どのように」つくるかを、事前にしっかりと考えておくことが必要です。都市計画施設は、将来の人口増加や災害への備えなども見据えて、長期的な視点でまちの形を整えていく“まちづくりの設計図”のような役割を果たしています。



都市計画施設とは（制度解説）②

都市計画施設の分類と具体例

分類	具体例
交通施設	道路、鉄道、駐車場など
公共空地	公園、緑地など
供給・処理施設	上水道、下水道、ごみ焼却場など
水路	河川、運河など
教育文化施設	学校、図書館、研究施設など
医療・社会福祉施設	病院、保育所など
市場、と畜場、火葬場	牛・豚の処理を行う衛生管理施設など
一団地の住宅施設	団地など
一団地の官公庁施設	国の合同庁舎など
一団地の都市安全確保拠点施設	防災中核施設群など
流通業務団地	物流、事務機能が集約された大型施設
その他	政令で定める施設など

都市計画施設とは（制度解説）③

なぜ都市計画施設として整備するのか？（都市計画決定のメリット）

法的な位置づけにより、公共性・正当性が明確になる。

⇒都市計画に位置付けられることで、整備の法的根拠と公共性が明確になり、住民や関係者に対して計画の必要性や妥当性を説明しやすくなるため、理解や協力が得られやすくなる。



国・県の補助金対象になる場合がある。

⇒都市計画施設は、国や都道府県の補助事業の対象になりやすく、財源確保につながる。



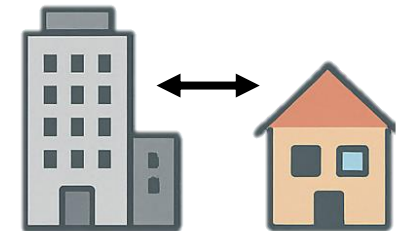
建築制限が可能になり、用地取得が容易になる。

⇒収用手続きや建築制限（都市計画法第65条）が可能になる。



民間投資やまちづくりとの連携が進む。

⇒都市計画施設の整備を核として、周辺開発や民間投資が促進されることがある。



都市計画施設とは（制度解説）④

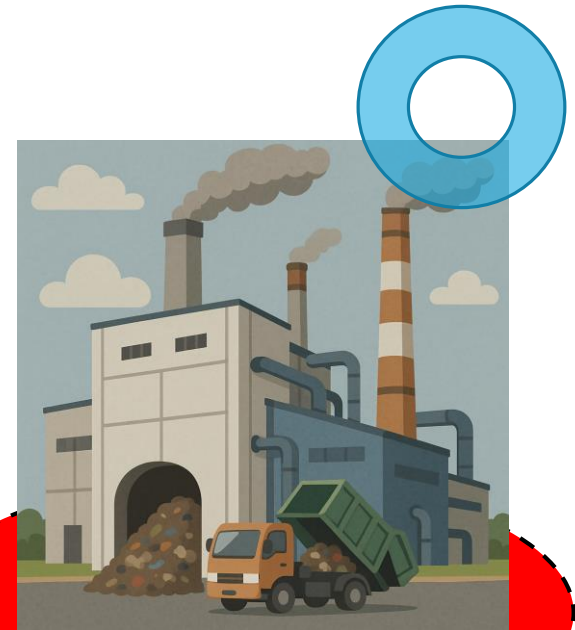
建築基準法第51条について

（卸売市場等の用途に供する特殊建築物の位置）

第五十一条 都市計画区域内においては、卸売市場、火葬場又はと畜場、汚物処理場、**ごみ焼却場**その他政令で定める処理施設の**用途に供する建築物は、都市計画においてその敷地の位置が決定しているものでなければ、新築し、又は増築してはならない。**（～以下省略～）



都市計画に定めなし



都市計画施設
（ごみ焼却場）

1 諮問事項の概要	P4
2 都市計画施設とは（制度解説）	P7
3 施設の沿革	P12
4 なぜ廃止するのか？	P14
5 今後のごみ処理体制	P16
6 廃止までのプロセス	P18
7 本日の議案とお願い（諮問の趣旨）	P20

施設の沿革

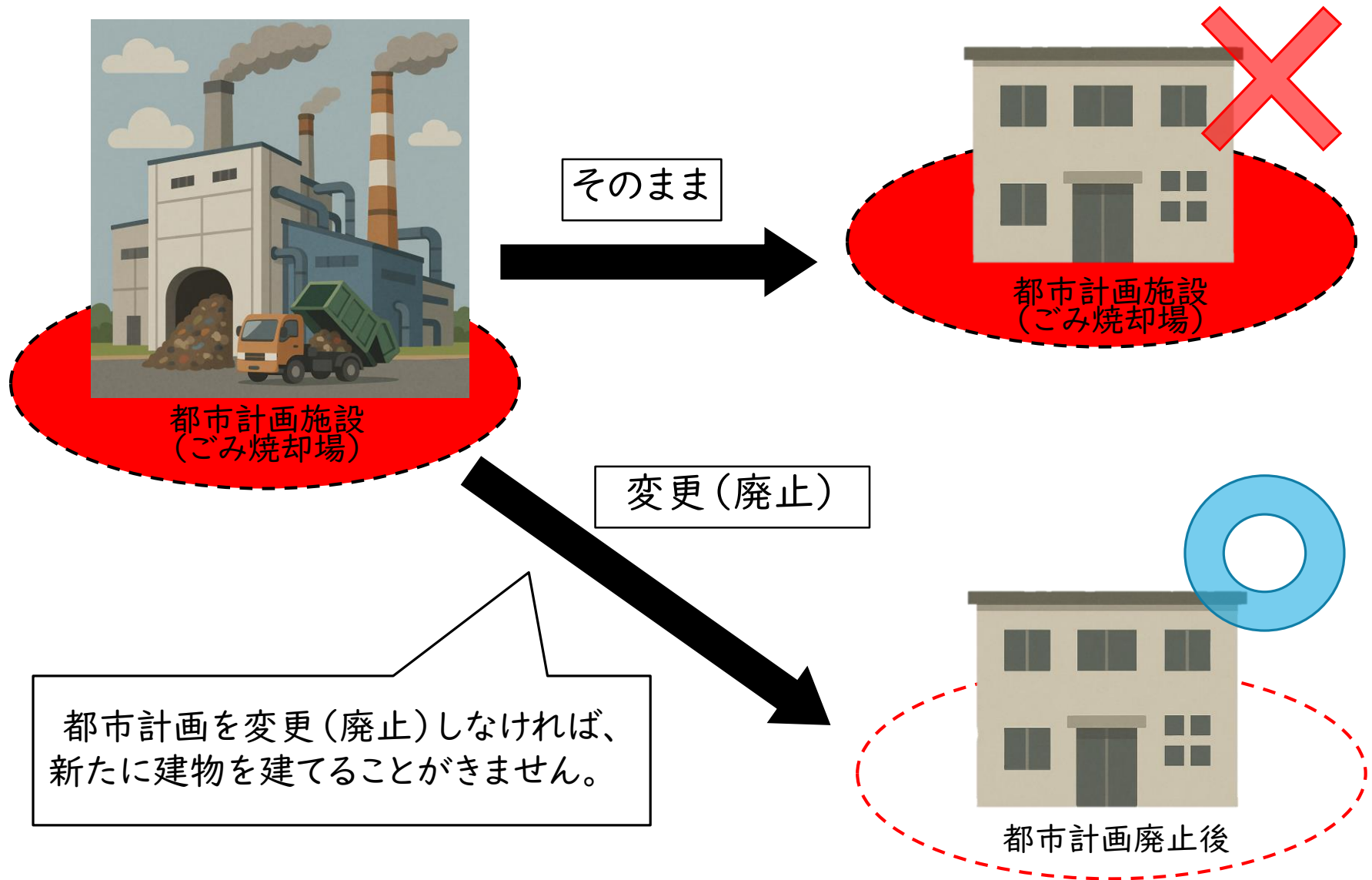


- **昭和42年**：「天山地区共同塵芥処理場組合」発足
- **昭和54年**：都市計画決定、焼却施設の建設着工
- **昭和56年**：稼働開始

- **平成22年3月**：老朽化により、焼却施設停止
- // **4月**：廃止届提出（廃棄物処理法）
- **平成23年3月**：施設解体
- // **7月**：組合解散

1 諮問事項の概要	P4
2 都市計画施設とは（制度解説）	P7
3 施設の沿革	P12
4 なぜ廃止するのか？	P14
5 今後のごみ処理体制	P16
6 廃止までのプロセス	P18
7 本日の議案とお願い（諮問の趣旨）	P20

なぜ廃止するのか？



1 諮問事項の概要	P4
2 都市計画施設とは（制度解説）	P7
3 施設の沿革	P12
4 なぜ廃止するのか？	P14
5 今後のごみ処理体制	P16
6 廃止までのプロセス	P18
7 本日の議案とお願い（諮問の趣旨）	P20

今後のごみ処理体制

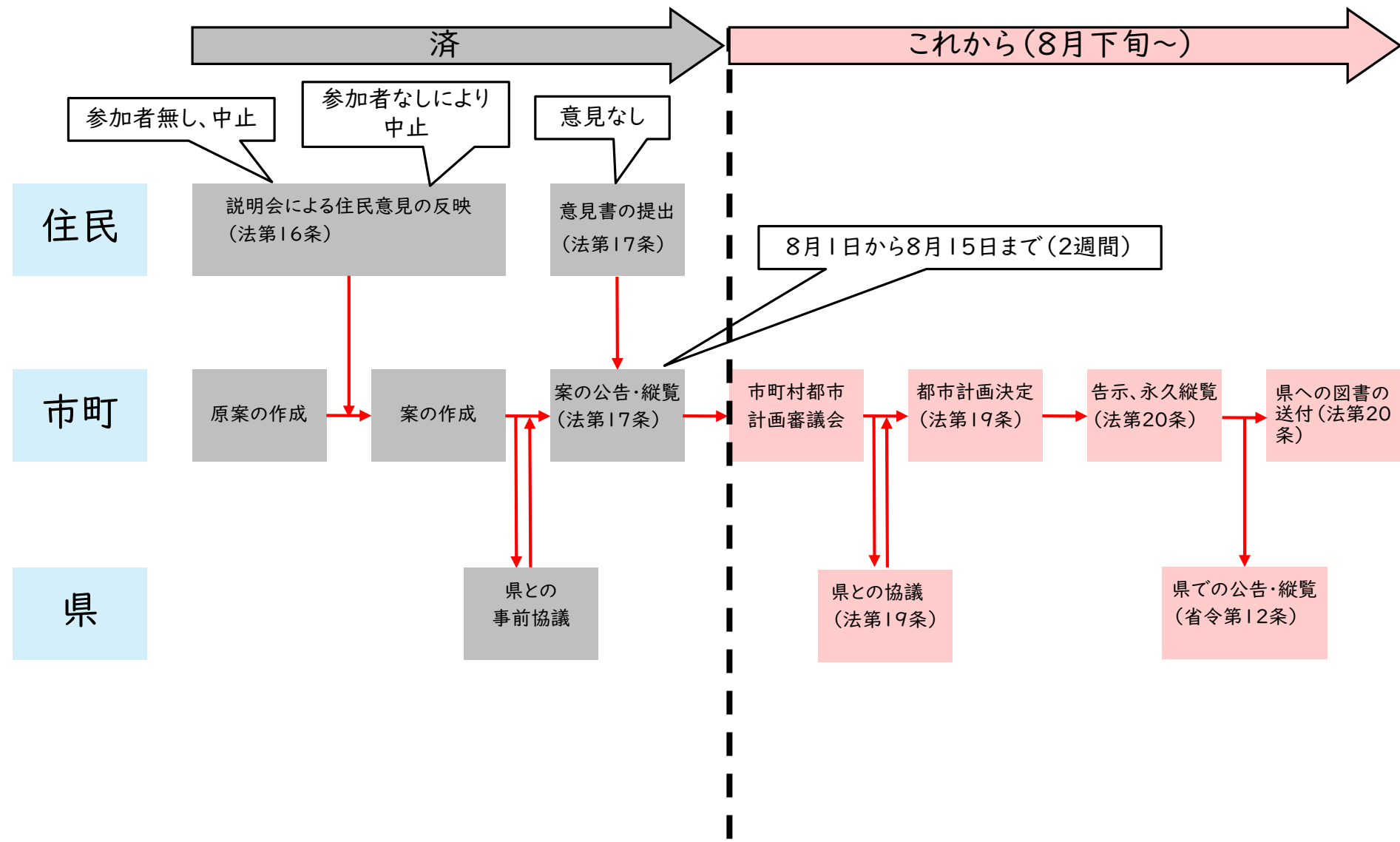
現在小城市では、廃棄物中継施設の整備を計画しております。



小城市廃棄物中継施設整備基本計画より【R7.3】抜粋

1 諮問事項の概要	P4
2 都市計画施設とは（制度解説）	P7
3 施設の沿革	P12
4 なぜ廃止するのか？	P14
5 今後のごみ処理体制	P16
6 廃止までのプロセス	P18
7 本日の議案とお願い（諮問の趣旨）	P20

廃止までのプロセス



1 諮問事項の概要	P4
2 都市計画施設とは（制度解説）	P7
3 施設の沿革	P10
4 なぜ廃止するのか？	P13
5 今後のごみ処理体制	P15
6 廃止までのプロセス	P17
7 本日の議案とお願い（諮問の趣旨）	P19

本日の議案とお願い（諮問の趣旨）

【議案】

「小城都市計画ごみ焼却場の変更（廃止）について」

【諮問の趣旨】

- ・当該ごみ焼却場は、既に解体済みであり、現在はごみ焼却場として機能していない状況にあります。
- ・新たなごみ処理施設（中間処理施設）を建設するため、都市計画からの削除（廃止）を検討しております。
- ・都市計画法第21条に基づき、都市計画審議会のご意見を伺うため、本日諮問させていただきます。

【お願い】

- ・対象施設は既に解体・撤去済みであることをご理解いただいた上で、都市計画決定としての廃止手続きを審議いただきますようお願いいたします。